

チャレンジ 契約クイズ 契約とは「法的な拘束力を持つ約束」のことです。

契約が成立するのはいつですか？①②③から選んでみましょう。

- ① 契約書にサインしたとき
- ② ハンコを押したとき
- ③ 自分が「買います」 お店の人が「わかりました」と言ったとき

契約は口約束で成立します。(保証契約などは除く)

☆契約書、印鑑、サインは証拠を残すためのものです。 **答えは③です**

「買います」と申し込み、「売ります」と承諾する。
お互いが合意をしたら契約は成立します。
どちらか一方の都合で勝手にやめることは原則できません。



コンビニでおにぎりを買うことも **契約** です。

あいまいな返事がもとで 電話勧誘トラブルが急増！ 必要なければ きっぱり断りましょう

電力の契約先変更は慎重に

「電気料金が安くなる」という電話があり、検針票の
お客様番号や住所等を伝えたとこ、契約書が届いた。

安くなります



契約前に要確認

- ① 国の登録の小売電気事業者か、その代理店か
- ② 契約期間、毎月の電気料金、解約の条件
- ③ 停電などが発生した場合の連絡先
- ④ 電話勧誘や訪問販売はクーリング・オフ可能

検針票の情報を聞かれて、電話等で
答えると、申し込みの手続きが完了
するおそれがあります。

検針票の① 契約者名 ② 住所
③ 電力会社・ガス会社のお客様番号
④ 地点番号

切り替える意思が無ければ
検針票の情報を聞かれても
教えないようにしましょう。

光回線の電話勧誘は慎重に

光回線の代理店から「故障などのサポートサービスが
できました」と電話があり、無料だと思い申し込んだら
有料オプション契約だった。

「光回線の料金が安くなる」と電話があった。
契約中の業者からの案内だと思い、聞かれた質問に
答えただけで、別業者との契約になっていた。

安くなります



契約前に要確認

- ① 業者名、連絡先
- ② 契約期間、毎月の料金、解約の条件
- ③ 工事が発生するのか、しないのか
- ④ 初期契約解除制度などが適用するか

ご注意！

個人事業主の方が狙われています。
消費者保護ルールは適用されません！

事業者向けの契約は光回線契約に限らず
すべての契約にクーリング・オフなどの
解約できる保護制度はありません。

※事業主の方のご相談は、
日本弁護士連合会のひまわりほっとダイヤルや中小企業
対象窓口などの事業者向け相談窓口をご利用ください。
(消費生活センターは、消費者の方からの相談窓口になります)

☆消費者向けの光回線契約は
契約書面を受け取ってから8日以内は
「初期契約解除制度」で解約ができます。

消費者庁 リコール情報サイト メルマガ登録で 賢くリスク回避を！

<https://www.recall.caa.go.jp/>

製品リコール情報、食品のアレルゲン表示の欠落や誤表示に関する回収情報等、
リコール情報の一元的な収集・情報提供を行っています。



リコール情報メールサービス
登録はこちら



※本メールサービスは無料(通信料金は除く)